

陳述に関する確認書

1 法第242条第6項に規定する陳述の機会の付与に関すること

監査委員は、請求人に請求の要旨を補足させるための陳述の機会を与えなければなら
ないとされています。

(1) 陳述を希望しますか。

[1 希望します。 2 希望しません。]

※陳述を行わない場合の証拠の提出期限は、請求を受理した日の翌日から7日です。

年 月 日

請求人 住 所
氏 名 (自署)

西尾市監査委員 あて